

悪質商法？SNS投資詐欺？？

ご相談ください

若者被害特別相談

若者トラブル188番

令和8年

1/20(火)

1/21(水)



長野県消費者被害防止啓発キャラクター

もシカっち

188番は消費者ホットライン^(*)
の電話番号です（局番なし）
*地方公共団体が設置している
身近な消費生活相談窓口を
ご案内します

受付時間

8:30～17:00 ※事前予約不要

長野県消費生活センターでは、若者をターゲットにした悪質商法や架空請求などでお悩みの方やそのご家族を対象とした若者被害特別相談「若者トラブル188番」を実施します。

長野県消費生活センター

☎ 0263-40-3660

松本市大字島立1020 県松本合同庁舎4階

LINE相談窓口「消費生活相談@長野県 (@shohi-nagano)」

※県消費生活センターでは、特別相談日以外でも、電話・来所による相談を受け付けています。

来所の場合、相談者が重複した場合にお待ちいただくことがありますので、事前にご連絡をいただけますとスムーズにご案内が可能です。

※LINE相談は、LINEで受付を行った後、詳細をお聞きするために電話連絡に移行させていただく場合があります。

※松本を除く県内9箇所の合同庁舎からのオンライン相談も可能です。（要事前予約）

～若者被害の相談事例～

■イベント会場で呼び止められて浄水器の契約をした。事情があって毎月の支払いが滞ってしまい、県外の法律事務所から請求の書面が届いているが、どうしたらよいだろうか（20代）

■インターネットを検索していたら、有名ブランドのサイトでソファが安く売っていたので注文し、クレジットカードで決済した。その後、商品が一週間後に届くというメールがあったが商品は届かず、メールでの連絡もできなくなった。（20代）

■ネットで「特別価格、定期縛り無し」という広告を見てサプリメントを注文したが、定期購入になつていて2回目の商品が届いた。これ以上はいらないのに、ずっと受け取らなければいけないのか（10代）

■SNSを見ていたら推しのライブチケットを「譲ります」という書き込みを見つけた。連絡をとり、電子マネーで決済したが、チケットが届かない。（20代）

■SNSで見た広告から副業に興味を持ち、web会議システムで説明を受けて入会した。初期費用として金融機関複数社から借入をしたが、副業で稼ぐ見込みも立たず、困っている（20代）

■子どもが、私のスマートフォンを使って、ゲームに高額課金をしていた。未成年者が行った課金ということで、事業者に取り消しを求めているが拒否されている。どうしたらよいか。（ご家族の方）